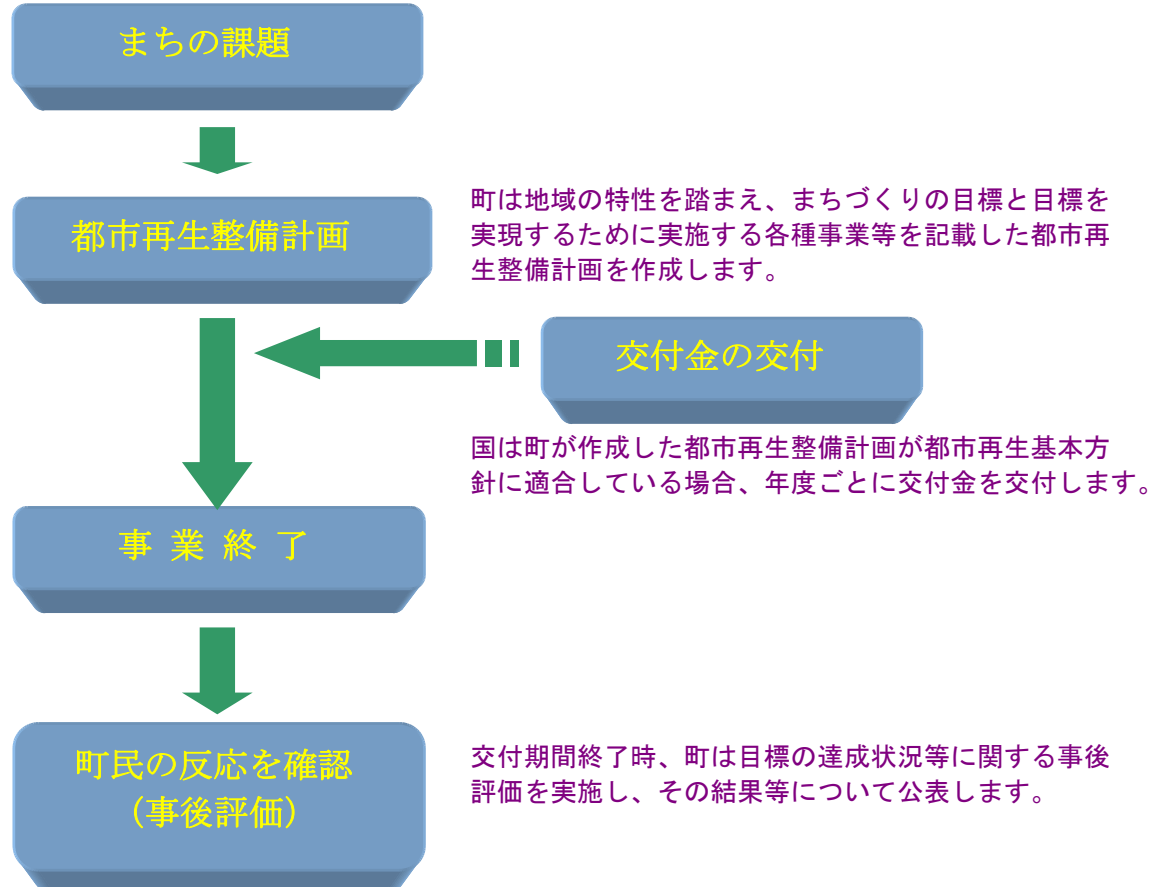


まちづくり交付金とは

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度です。

【 制度の概要 】

町が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金です。



まちづくり交付金の特徴

1. 地方の自主・裁量性の大幅な向上

従 来 ●個別施設ごとの補助金（補助率）、使途の制約



交付金 ○福祉、文化等の幅広い施設についても支援対象
○交付金を何にどれだけ充当するかを町が自由に選択

2. 地方の使い勝手の大幅な向上

従 来 ●手続き上の制約



交付金 ○事業間の流用を自由にし、変更交付手続きを実質的に不要に
○事業の進捗に応じて年度間で国・地方の負担割合を調整可能

3. NPM(ニューパブリックマネジメント)の導入

従 来 ●個別施設ごとの国による事前審査



交付金 ○事前に設定した目標・指標に関する事後評価の重視

上島町の取り組み

町では、上島地区として、まちづくり交付金を受け、まちづくり事業を進めています。

都市再生整備計画につきましては別添のファイルをご覧ください。